

●生命保険料控除額の計算

(旧契約) 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に基づく保険料

	旧生命保険料		旧個人年金保険料	
支払った保険料	円	A	円	B
A 又は B の金額	控除額		控除額	
15,000円以下	A の金額 円	C	B の金額 円	D
15,001円～40,000円	$A \times 0.5 + 7,500$ 円		$B \times 0.5 + 7,500$ 円	
40,001円～70,000円	$A \times 0.25 + 17,500$ 円		$B \times 0.25 + 17,500$ 円	
70,001円～	35,000円		35,000円	

(新契約) 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に基づく保険料

	新生命保険料		新個人年金保険料		介護医療保険料	
支払った保険料	円	E	円	F	円	G
E、F 又は G の金額	控除額		控除額		控除額	
12,000円以下	E の金額 円	H	F の金額 円	I	G の金額 円	J
12,001円～32,000円	$E \times 0.5 + 6,000$ 円		$F \times 0.5 + 6,000$ 円		$G \times 0.5 + 6,000$ 円	
32,001円～56,000円	$E \times 0.25 + 14,000$ 円		$F \times 0.25 + 14,000$ 円		$G \times 0.25 + 14,000$ 円	
56,001円～	28,000円		28,000円		28,000円	
合計	C + H (最高28,000円) 円	K	D + I (最高28,000円) 円	L	J (最高28,000円) 円	M
	C と K のいずれか大きい額 円	N	D と L のいずれか大きい額 円	O		
生命保険料控除額 計 (N + O + M)	(最高70,000円) 円	P	申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の「生命保険料 控除⑫」に P の金額を転記してください。			

●地震保険料控除額の計算

	旧長期損害保険料			地震保険料	
支払った保険料	円	A	支払った保険料	円	C
A の金額	控除額	B	C の金額	控除額	D
5,000円以下	A の金額 円		50,000円以下	$C \times 0.5$ 円	
5,001円～15,000円	$A \times 0.5 + 2,500$ 円 円		50,001円～	25,000 円	
15,001円～	10,000 円				
地震保険料 計 (B+D)	(最高25,000円) 円	E	申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の「地震保険料控除 ^⑬ 」に E の金額を転記してください。		

●配偶者控除・配偶者特別控除一覧表

あなたと配偶者の合計所得金額により、控除額を確認してください。

(例) あなたの合計所得 400 万円、配偶者の合計所得 132 万円 → 控除額は「3 万円」

	配偶者の合計所得金額 ↓↓↓		あなたの合計所得金額(※) ↙ ↓ ↘		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	48万円以下	一般	33万円	22万円	11万円
		老人※	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超	100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超	105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超	110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超	115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超	120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超	125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超	130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超	133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超		0円		

※あなたの合計所得は申告書表面「2 所得金額」の「⑫」欄の額です

※「老人」とは、昭和 30 年 1 月 1 日以前に生まれた方です（70 歳以上の方）。

●扶養控除一覧表

控除区分	控除対象者の年齢・生年月日などの条件	控除額
一般の扶養親族	16歳以上19歳未満（H18.1.2生～H21.1.1生） 又は、23歳以上70歳未満（S30.1.2生～H14.1.1生）	33万円
特定扶養親族	19歳以上23歳未満（H14.1.2生～H18.1.1生）	45万円
老人扶養親族	70歳以上（S30.1.1以前生）	38万円
同居老親等扶養親族	同居の老人扶養親族で、納税義務者か配偶者の親・ 祖父母等	45万円

※16歳未満（H21.1.2以降生）の扶養親族については扶養控除の対象となりませんが、市県民税の非課税限度額の算定に関わります。